

## ○新潟市営住宅家賃及び駐車場使用料口座振替事務取扱要領

(平成9年4月1日施行)

改正 平成17年3月21日

改正 平成19年10月1日

改正 平成26年 2月1日

改正 令和 3年12月1日

改正 令和 4年12月1日

### 1 目的

新潟市営住宅家賃及び駐車場使用料（以下「家賃等」という。）の納付方法を合理化し、入居者の利便を図るとともに、納期内納付の向上を期することを目的とする。

### 2 対象者

新潟市営住宅の入居名義人及び駐車場使用名義人（以下「納付義務者」という。）とする。

### 3 取扱金融機関

家賃等を電子媒体又は納付書により口座振替処理することを承諾した新潟市指定金融機関、新潟市指定代理金融機関および新潟市収納代理金融機関（以下「取扱金融機関」という。）とする。

### 4 指定預金口座

納付義務者の指定した名義の普通預金、当座預金、通常貯金であって、当該金融機関の承諾を得た1口座とする。

### 5 取扱金融機関への申込み

#### (1) 申込手続

口座振替納付を希望する納付義務者は、新潟市営住宅家賃口座振替依頼書又は新潟市営住宅駐車場使用料口座振替依頼書（以下「依頼書」という。）及び口座振替納付届兼納付書送付依頼書（以下「納付届」という。）に所定の事項を記載・押印し取扱金融機関に提出する。ただし、依頼書及び納付届の届出印については、取扱金融機関において

届出印による本人確認を不要とする申し出があった場合には、押印を省略することができる。

## (2) 取扱金融機関の事務処理

納付義務者から依頼書及び納付届の提出を受けた取扱金融機関は、記載事項を確認のうえ受理する。依頼書（金融機関保管分）は取扱金融機関が保管し、納付届は確認印を押印のうえ市に送付し、依頼書（納付義務者保管分）を納付義務者に返戻する。

## (3) 市の事務処理

取扱金融機関から納付届の送付があったときは、記載事項を確認のうえ受理し、口座振替に係る所定の事務処理を行う。

## 6 納入通知書の交付

市営住宅家賃納入通知書及び市営住宅駐車場使用料納入通知書は、市から直接納付義務者へ交付する。

## 7 口座振替依頼電子媒体等の送付

市は、納付義務者の納付額等を記録した口座振替依頼電子媒体（以下「電子媒体」という。）、市営住宅家賃口座振替用納付書（以下「家賃納付書」という。）又は市営住宅駐車場使用料口座振替用納付書（以下「駐車場納付書」という。）は、振替科目及び各納期ごとに口座振替納付書送付書を添付し、取扱金融機関へ振替日の6営業日前までに送付する。

## 8 振替日

振替日は、各納期限の日とする。

## 9 振替納付の事務処理

(1) 取扱金融機関は、振替日に納付義務者の指定預金口座から電子媒体、家賃納付書又は駐車場納付書に記録された金額を払い出し納付する。

(2) 取扱金融機関は、振替結果を電子媒体、市営住宅家賃口座振替用領収済通知書又は市営住宅駐車場使用料口座振替用領収済通知書に記録し、振替科目ごとに口座振替報告書を添付し、指定金融機関を經由して市に送付する。

## 10 口座振替納付済通知書の交付

各納期の領収書は省略し、これに代わるものとして振替納付済額を記載した口座振替納付済通知書を市から直接納付義務者に交付する。

#### 11 振替不納の取扱

振替不納分は市が納付書を作成し、納付義務者に督促する。

#### 12 口座振替の廃止

##### (1) 廃止手続

納付義務者が口座振替を廃止するときは、新潟市営住宅家賃口座振替廃止届又は新潟市営住宅駐車場使用料口座振替廃止届（以下「廃止届」という。）を取扱金融機関に提出する。

##### (2) 取扱金融機関の処理

廃止届の提出を受けた取扱金融機関は、記載事項を確認のうえ受理する。廃止届（金融機関保管分）は取扱金融機関で保管し、廃止届（市保管分）は確認印を押印のうえ市に送付し、廃止届（納付義務者保管分）を納付義務者に返戻する。

##### (3) 市の処理

取扱金融機関から廃止届（市保管分）の送付があったときは、記載事項を確認のうえ受理し、廃止の事務処理を行う。

#### 13 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項については別に定める。

附 則

この要領は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年3月21日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年2月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年12月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年12月1日から施行する。